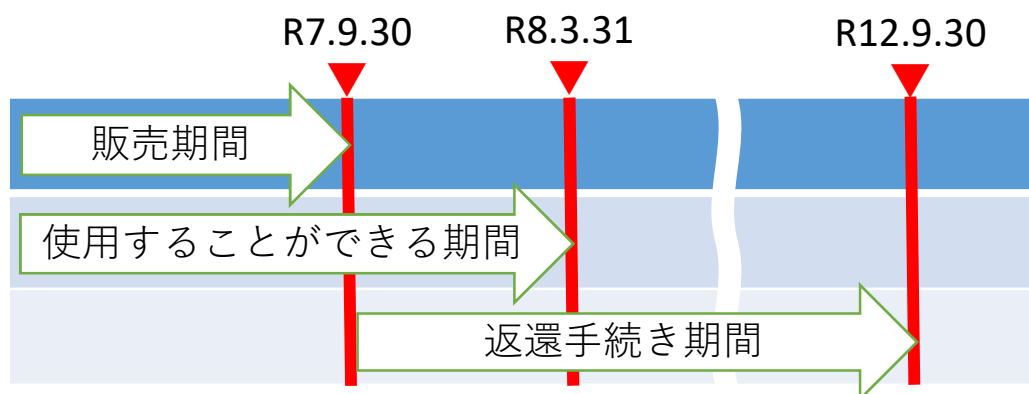


浜松市収入証紙

令和7年9月30日で
販売を終了します。

- 既に購入した収入証紙は、令和8年3月31日まで使用することができます。
- 未使用の収入証紙は、返還手続きの後、返金します。
- 返還手続きの期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間です。



● 収入証紙 に替わる 支払方法

キャッシュレス決済、納入通知書や現金等を予定していますが、手続きの内容や申請する窓口によって異なりますので、直接、申請する窓口にご確認ください。

● 未使用の収入証紙の 返還手続き

返還手続きは、令和7年10月1日から受け付けます。
詳しくは、8月頃に市ホームページに掲載します。

【問い合わせ先】 浜松市役所 調達課 物品購入グループ 電話:053-457-2171
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2（北館5階）